

第三百三十六回 参議院大蔵委員会會議録第七号

平成八年四月九日(火曜日)

午後四時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

伊藤 基隆君

補欠選任

志苦 裕君

出席者は左のとおり。

委員長 片山虎之助君

理事 石川 弘君

植崎 泰昌君

牛嶋 正君

直嶋 正行君

梶原 敬義君

委員

上杉 光弘君

大河原太一郎君

金田 勝年君

清水 達雄君

須藤良太郎君

西田 吉宏君

海野 義孝君

白浜 一良君

益田 洋介君

渡辺 孝男君

峰崎 直樹君

吉岡 吉典君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省理財局長

ばこ塩事業審議官

久保 亘君

山崎 正昭君

宝賀 寿男君

事務局側

常任委員会専門員 小林 正二君

本日の會議に付した案件

○塩事業法案内閣提出

○委員長(片山虎之助君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る三月二十八日、伊藤基隆君が委員を辞任され、その補欠として志苦裕君が選任されました。

○委員長(片山虎之助君) 塩事業法案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。久保大蔵大臣。

○國務大臣(久保亘君) ただいま議題となりました塩事業法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

塩専売制度は、明治三十八年に制度が設けられて以来、塩の需給及び価格の安定に寄与してまいりましたが、時代の變遷、環境の變化等を背景として、その見直しの必要性が指摘されてきたところであります。

このような状況のもとで、塩事業関係者等の意見を踏まえつつ昨年十一月に提出されたばこ事業等審議会の答申に沿い、今般、塩専売制度を廃止するとともに、良質な塩の安定的な供給の確保と我が國塩産業の健全な発展を図るため、ここに本法律案を提出することとした次第であります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、大蔵大臣は、毎年度、塩需給見通しを策定し、これを公表することとしております。

第二に、塩の製造、輸入販売及び卸売に関して、現在は指定等とされているのを改め、登録または届け出によることとしております。

第三に、大蔵大臣は、公益法人の一つを塩事業センターとして指定し、これに、生活用の塩の供給や塩の備蓄、緊急時の供給等の業務を行わせることとしております。

第四に、塩産業の自立化達成の観点から、経過期間終了時点まで、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(片山虎之助君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○植崎泰昌君 ただいま大蔵大臣から塩事業法案の提案理由を御説明いただきました。内容については一、二、三、四と書いてあるんですけれども、なぜ塩専売法が事業法に変わるのかということについては、時代の變遷、環境の變化を背景としてというぐあいには御説明がございません。

私は、明治三十八年以来約九十年間にわたって塩の専売によりまして塩の安定供給がなされてきたと思っております。塩は、米とともに国民の生活の糧として非常に重要なものであり、その安定供給のために専売事業が尽くしてきた、またやつてきた功績を大きく評価をしている者でございますけれども、今この期に、専売というのはぐあいが悪いんだと、より自由な競争のもとに、自由な業態に流通過程を変えていかなきゃならぬというようなことだと思えますけれども、ただいま背景としてというぐあいに仰せになりましたけれども、よ

り詳しく御説明を願えば幸いです。○國務大臣(久保亘君) ただいまの御質問をお聞きしながら、私、塩田のごいいます町に生まれた者として、この法案を提案をいたしますことは非常に感慨がございます。

塩専売制度が塩の安定供給に寄与してまいりましたことは、今、植崎委員御指摘のとおりでございます。しかしながら、塩専売制度は、塩の製造・輸入・流通を包括的に管理するシステムであることから、規制が強く、市場原理が働く余地が少ないために、塩産業の構造改善、ひいては産業発展を阻害する要因ともなっているとの指摘もなされてきたところでございます。

このため、市場原理に基づき構造改善を進めることにより、国内塩産業の一層の発展に資するとともに、多様な消費者ニーズに適切に対応することが可能となるよう、良質で需要に応じた塩の安定供給を確保するための所要の措置を講じて、塩専売制度を廃止することとしたものでございます。

○植崎泰昌君 今、市場原理というぐあいに仰せになりました。塩専売制度というのは、流通過程としては非常に古い制度であるというぐあいに思いますが、同時に、専売によりまして安定的に供給されたというような大きなメリットもあるわけでございます。

今、規制というお言葉が出ました。今、熱病のようにみんな規制緩和、規制緩和と言っていますけれども、規制緩和をし市場原理にゆだねるといふことは、同時に、自由競争によつてその商品の品質がよくなり、かつ市場が大きくなる、要するに需要が大きくなっていくってパイが大きくなつて、そして国民生活全体にいい影響を与えるというところがメリットだろうというぐあいに思うんですけれども、塩はちよつと事情が違つて、余り塩

をなめちやうとぐあいが悪いんですね、健康上。大国民一人当たり一日平均今十三グラム摂取をしているというぐあいに言われていますが、厚生省の発表によつても、人間の生活維持に十グラム程度が適当であろうというぐあいに報告をされております。需要を拡大してその業界を盛んにしようというようなことを考えていいのかわいのかよくわかりませんが、決してそういう市場でない、物品ではないだろうと。したがって米塩というぐあいに言われているんです。

お米の場合には品質を改良するというようなことがありますが、塩の場合は、特殊用塩と称しているような塩が出ていますけれども、基本的にはナトリウムということで、物としては若干違ふと思います。一応質問の初めでございますので、これに対するメリット、デメリット、特にメリットは今大臣が仰せになりましたけれども、デメリットもあると思いますし、そういうことについて大蔵省のお考えはいかがでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) 今回の規制緩和の大きなメリットとして、消費者に多様な形で塩を供給できるということがメリットと考えていますし、デメリット的なものについてはむしろ注意していかなくやらないのは、安定供給をいかに確保していくかということでございます。それとともに、国内塩産業の自立を目指した経過措置をとることによつて、デメリットを排除して、適切な形で制度移行ができるものというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 そのメリット、デメリットについてはこれから詳細に議論をしていきたいというぐあいに思いますが、諸外国においても実は専売制度というのは残っているんだと思います。それについてはいかがですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 諸外国の事情について申し上げますと、欧米諸国におきましては、イタリアやオーストリアが専売制度をまだとっております。ただし、全部にわたつての専売制度ではなくて、オーストリアでは流通段階は専売から除か

れておりますし、またイタリアにおきましても、これまで流通について専売制を廃止するという形で、現在は生産独占という形で専売制度が残っているという形でございまして、このように規制緩和が行われているというふうな承知しておりますので、このような各国における状況も踏まえながら、安定供給のための所要の措置を講じて専売制度を廃止したいと考えております。

○橋崎泰昌君 今お答えになりましたけれども、流通のところはいずれにしても自由化ということが行われていると思います。先ほど大臣、塩の産地に育てられたと、こういうお話でございます。武田信玄が塩を送られたという話もありますが、いずれにしても、塩というのは生活をする上においての非常に重要な物資であるということとは間違いないわけでございます。

したがって、それじゃ我が国における塩の資源はどれだけあるのかねと。諸外国では岩塩と称する天然の資源がございまして、無尽蔵じゃないと思ひますけれども、天日によつて刻々形成もされているというふうなことで、塩の自給率というのは非常に高いと思うんですね。ところが、我が国の塩の自給率というのは極めて低いと思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 我が国における塩の自給率は約一五%というふうに考えておりますが、それは全体の需要量九百万トンに対して約四百四十万トンの生産が行われているにすぎないというところで、特に岩塩等欧米に多い塩につきましては我が国は全くと言っていいくらい資源がなく、専ら海水による塩をつくつていてという事情にございまして。

○橋崎泰昌君 たばこ事業等審議会の塩部会ですか、その答申によつても、我が国の塩事業の自立化ということが本当は条件なんで、そこに至るまでの間にいろいろ問題があるよということが指摘をされているわけです。今お伺いすると、日本の国の塩自給率は一五%にすぎないと。となれば、塩の自立化といつても、

結局は輸入する塩と我が国で生産される塩、我が国で生産されるのは昔は入浜式、あるいは天日、そしてその次に枝葉集が来、その次にイオン交換樹脂膜が来て今日に至っているわけですから、私も、我が国の自給率というのは非常に低いわけですね。それが自由化ということになると、輸入の塩と我が国の塩とが競争ができるのかねというのが基本的な問題だと思ひます。

さきに大蔵省が指摘されましたけれども、ほかの各国は専売制度がしかれていない国が多いわけですね。しかし、イタリアであるとかあるいはオーストリアの国々は、製造については専売制、要するに製品の大もとについては専売制をとつておる。結局その自給率がどうかねという問題にかつてくるわけでございます。

そういう意味では、我が国の自給率が非常に低い中、塩事業の自立化ということで今、塩事業法が御提案はあるわけですが、輸入する塩は天日だとかあるいは岩塩だとか非常に資源としては安いものかというふうに思ひますけれども、我が国のイオン交換樹脂膜を使った塩に対しては相当コストが低いと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) 国内塩と輸入される海外塩との格差ということでございまして、国内の塩につきましてはこれまでコスト低減のための合理化をどんどん進めてまいりまして、輸入塩との格差の縮小ということに努めてきておりますが、まだ若干のコスト差はございます。

御承知のように、海外の塩はエネルギーコストの安い形でつくられた天日塩ないしは岩塩ということでございますので、そこらのコスト差というのはまだございまして、海外の塩を持つてきましてこれを国内で利用するとなると、一般に粗い、しかも若干の不純物を混合している塩であるということが多いものですから、そういった感じである諸経費がかかりまして、そういったわ

るといふふうに承知しております。

○橋崎泰昌君 千五百円の格差というのはトン当たりです。それと絶対額はおっしゃっていませんけれども、いろいろ計算の仕方はあるんだと思ひますが、絶対額でどれぐらゐの差があるかということが一つでございます。

それから、塩を輸入した場合には、最近輸入が相当大きくなつておりますが、実は為替レートとの問題がございまして、例えば為替の円が高くなつていけばそれだけ格差が広がっていく、安くなればそれだけ格差が少なくなっていくという関係にあると思ひますが、そういう点はいかがでございますか。

○政府委員(宝賀寿男君) 現在の試算でございまして、国内塩はトン当たり一万四千八百円程度、輸入塩はトン当たり一万三千二百円程度ということで、約千五百円程度というふうな格差というふうな承知しております。

為替レートの変動により影響を受ける部分でございまして、現在の試算では、ドルレートが十円変動すれば約四、五百円の動きがあるというふうな試算しております。

○橋崎泰昌君 千五百円ぐらゐの格差があると。その格差がある中で自由化を、強制されると言うと言ひ過ぎだと思ひますが、自由化を推進するということになると、歴然と日本の塩産業が負けていくということになると思ひます。

そのために、経過措置ということを大蔵省側ではおとりになつておられ、その間に日本の塩製造業が輸入品に負けないようにというふうな期間を経過期間としておとりになつており、さまざまな政策をおとりになつておられると思ひますが、私自身は、塩のいろいろな生産者の方にお伺いをして、実は私も行政の面でイオン交換樹脂膜に関与をしたこともあるんですけども、イオン交換樹脂膜の技術というのは今から三十年ぐらゐ前に開発をされて、そして徐々に皮膜の改造等々で性能が向上しているんですけども、やんぬるかな、技術が開発されてから三十年ぐらゐたつています

ので相当高レベルのところに来ているように思う
んですね。なかなかこの千五百円という格差を埋
めるのは大変だというような感じがしております
が、いかがですか。

○政府委員(宝賀寿男君) イオン交換膜の技法は
我が国で開発された塩の技術でございますが、昭
和四十年代に開発されました、四十七年に導入さ
れ、その後、二回ほど新しい技術が導入されてお
ります。

現在に至りまして、また最新の技術革新の成果
を受けまして新しいイオン交換膜の技法ができつ
つあるということでございますので、経過期間中
にその技法を取り入れて、さらに一層の効率化・
合理化を目指した製造ができるように努めてまい
りたいというふうに聞いております。

○橋崎泰昌君 いずれにしても、この千五百円の
格差が埋められるという事態にならないと完全な
自由化は達成できないということであろうと思ひ
ます。そのような塩の自由化のめどが得られると
いうことが塩事業法の原則による流通機構の改定
とかそういうことの基本になるというぐあいに思
うんですけれども、それはどんな観点から判断を
するんですか。今、経過期間が五年というこ
とになっているようにございすけれども、その
ようなめどがあるんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 国内製塩企業は、イオ
ン交換膜の技法を取り入れるとともに、さらにさ
まざまな形で合理化に努めてきておりますし、ま
た元売企業も、再編整備によりまして経営規模の
拡大をして合理化を進めてきております。

こうした状況を踏まえてまいりますと、平成十
三年度末までの間、所要の経過措置及び塩事業セ
ンターによる助成措置を講ずることによりまし
て、この期間内での自立化達成を展望できる段階
にあるというふうに考えているところでございま
す。

○橋崎泰昌君 私はさつき為替の動向等をお伺い
しました。また技術の動向もお伺いしました。一
応この法律案では五年をめどに自立化を達成でき

る。自立化を達成すればまことに結構なことだ
というぐあいに思ひますけれども、私は、この自立
化が達成できるかどうかということはやはり慎重
に御判断をお願いしたい。そうでなければ、先ほど申
し上げたように我が国の塩の自給率は一五%であ
ると、しかも国民生活に欠かせないものでありま
すから、我が国の塩産業が壊滅するというような
事態にならないようにしっかりと判断をし、自
立化のめどをどういうぐあいにつけるかというこ
とは慎重に御判断をお願いしたいというぐあいに思
っているわけでございす。五年間ということであ
りますけれども、五年間の間に達成できるかどう
か。達成できないとすればさらに検討を行うとい
う御趣旨の法律案というぐあいに承っております
ので、これ以上申し上げるつもりはございませ
ん。

それからさらに、流通過程においても経過期間
をつくっておられますよね。今申し上げたのは製
造のところでございす。流通過程についても経
過期間を設けておられますが、その趣旨はどうい
う趣旨でございすでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) メーカーと同様、流通
過程についても経過期間を設けて対応してござい
す。これは、緩やかな形で制度移行をして、消費
者に対して物を安定的に供給するという観点と、
卸売等の関係企業が合理化を進めてさらに適切に
対応していただけるように、やはり五年間という
経過期間を考えているところでございす。

○橋崎泰昌君 塩の流通過程について、従来の専
売から急激に自由流通ということに変わっていく
わけですから、塩の専売で御苦労願った業者に対
してそれなりに温かい心で接していただきたいと
いうぐあいに思っております。

流通過程の一番の基本は価格の安定だというぐ
あいに思ひます。従来の専売の一番大きなメリッ
トは、僻地であろうとどこであろうと同じ価格で
確実に供給されている、こういうメリットが専売
の大きなメリットであった。しかもそれが低価で
あった。いろんな流通過程を排除して合理化に努

めてこられたというぐあいに思ひますが、その点
は一体どうなるんでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) 流通過程の問題でござ
いすが、塩専売制度の廃止によりまして原則自
由の市場構造に転換することになります。大蔵
大臣が塩供給の見通しを策定、公表することに
りまして間接的に需給の安定、ひいては価格の安
定に資するということとともに、塩事業センター
が遠隔地、僻地、離島等を含めまして良質の塩を
安定供給するというところで価格の安定を図ってま
いりたいと考えております。

○橋崎泰昌君 塩の需給の安定といっても、その
中で一番問題なのは、「生活用塩」と法律で表現さ
れているようにですけども、さつき申し上げた一
人一日十三グラムの、少量でございすけれども
も、健康、生活に必要な塩を安く提供してもら
うということと専売をやってきたわけですが、自由
流通になった場合に、その生活のための塩とい
うのはどういうぐあいに我々庶民の手元に届く
ことになるんでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) お尋ねの生活用塩につ
きましては、塩事業センターが責任を持って供給
するという形で考えております。しかも、その供
給に当たりましては、先生御指摘のように全国一
律の標準販売価格とするように留意したいと思っ
ております。

具体的な仕組みにつきましては、現在検討中
はございすが、地域によりまして運送費の実費
を勘案したセンターからの売り渡し価格になるよ
うに、消費の段階で全国一律の標準販売価格が可
能となるように検討を進めてまいりたいと考えて
おります。

○橋崎泰昌君 塩の総需要量が九百万トン、これ
はソーダ工業用塩を入れての話ですが、ソーダ用
塩以外の流通は大体百八十万トンというぐあいに
考えられるのですが、そのうち我々の口に入る生
活用塩というのは三十五万トンであるというぐあ
いに承知をしているわけではございす。

その三十五万トンなんですけれども、実は塩と

いうのは重量物なんです。我々少量しか消費し
ないから、これそんなに重いものじゃないとい
うぐあいに思ひますけれども、実は重量物で、
我々の手元に来る塩の価格の二割ないし三割は運
賃だそうなんです。ですから、東京で買う塩のコス
トと山間僻地で買う塩のコストというのは、そ
の三割があるかないかによって物すごい値段の違
いが出てくるというぐあいに言われていると思ひ
ます。

その運賃の差額を何らかの形で、全国一律に販
売をするためには何らかの工夫がなければできな
い。また、それを一体だれがやるのか、どうい
うぐあいにやるのか。そうでなければ全国一律
の価格で供給をするということはできないし、そ
のためには、先ほど申し上げましたけれども、大
変今、規制緩和ということがありますけれども、
規制をし、いろんな施策をしないとそういうぐあ
いにはならないと考えるんですけれども、どうい
うような形態でおやりになるのか、お教願いた
い。

○政府委員(宝賀寿男君) 生活用塩の供給事業は
塩事業センターの大きな仕事の一つでございま
して、具体的には、先生御指摘のように運送費とい
うのが大変大きなウェイトを占めているというこ
とでございすので、地域ごとに運送費の実態を
判断した上で、それに応じて値段を適切につけて
もらいたいというふうに思っております。

○橋崎泰昌君 自由の世界では一物一価、あるい
は一物一価でないのかもしれないけれども、後
でまた御質問しますけれども、公益法人として事
業センターが指定をされると。そういうことにな
りますと、売り払い価格はそうすると各地域によ
って違うんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 運送地を考えますと、
各地域によつて違った形にならざるを得ないと思
ひます。

○橋崎泰昌君 そうすると、専売の考え方とほぼ
似たり寄ったりなんです。それはそれで、全国
一律にやるべき使命をセンターに授けてあるんで

すね。授けてあるんだつたら、そのセンターがおやりになるのはそのとおりかもしれないけれども、それ以外の塩は一体どういう価格になるんでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) 生活用塩以外の価格でございまして、塩全体の大半を占めます化学工業用の塩につきましては基本的に自由な形になりますので、これは状況に応じてかなり動いていく形が考えられます。

それから、それ以外の約二百万トンの食料用も含めた塩でございまして、これにつきましては経過期間中余り変動がないように塩事業センターも供給できる形になりますので、消費者、利用者に大きな影響を与えることのないように留意してまいりたいというふうに思っております。

○榊崎泰昌君 今、それ以外の塩のことを伺いましたけれども、我々現在手にしている生活用塩というのは並塩とか精製塩といったものだろうと思います。あるいは食卓塩、そういうものか、あるいはそれ以外に味塩であるとか、あるいは塩というんですか、粗塩というんですか、そういうものが幾つも出回っているわけですね。そういうものはどうなるんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 用途や性状が特殊な塩につきまして特殊用塩というふうに言っておりますが、この特殊用塩につきましては、塩の専売制度下におきまして、日本たばこ産業株式会社に届け出ることによりまして製造や販売が認められております。

現在、食品加工用や医薬用、それから家畜用、香辛調味料用、これは味塩とかそういうものも含めてございまして、そういうものも含めまして年間約十五万トン程度が流通していると承知しております。

塩事業法案におきましては、届け出によりまして特殊用塩の製造業、特定販売業を行うことができるというふうになっておりますが、卸売、小売については規制の対象外ということでございまして、消費者利便の観点からは、今後とも消費者

ニーズに対応した多様な塩がさらに供給されていくのではないかと考えております。

○榊崎泰昌君 今、食料品店に行くとJ.T.の塩しか置いてないところがあり、あべこべを言うと、今は特殊用塩というぐあいには言われませんでしたけれども、特殊用塩しか置いてないところがあるというふうな状態の流通過程になっていると思えますけれども、消費者の利便のためからいえば、塩を扱うのなら両方一緒に扱うべきである、私はそういうぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) 現在、専売制度のもとで供給している塩は純度九十九%以上の食塩でございまして、これは基本的に全小売店で扱っていたにいて、このように承知しております。

また、特殊な塩につきましては、先生言われた味塩とかゴマ塩とか、そういった形の塩がございまして、これらについては、適宜添加料を追加したり、それからがりとか水分を多目に調節したりというものが現実商品として出ているわけですが、現在の取扱店のシェアは半分にもいっていない、状況に応じて各店舗が扱っているというふうに承知しております。

塩事業センターが扱います生活用塩については、今後とも希望する店については一〇〇%供給できるような体制をさつちりとつてまいりたいと承知しております。

○榊崎泰昌君 大事な点なんですね。

要するに、従来はJ.T.が一元的に塩を管理して、供給について漏らすところがない、全国津々浦々に至るまで供給を確保する、そして価格が一元化されているというんですか、一律というんですか、国民に対して地域による利不便はないという形で供給をしていたわけですね。それが今回、塩事業法の制定によって価格の変動が見られるというふうなことがあつてはならないというぐあいに考えているわけでありまして、

それからもう一つ申し上げますと、今、特殊用塩の話が出ましたけれども、J.T.が一元的に管理をしている塩の品質は九九%ですか、もう少し精

度が高いんですか、よくわかりませんが、非常に純良な塩を国民に提供しているわけですね。これからどうなるんですか。自由だということになると、何かまがいものが出てきたり、有害な物質はもちろん入っていないかぬわけですが、そういう事案が起こってくるというぐあいに思えますね。

それに対してどういうぐあいな手を打つということを考えておられるんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 塩事業法案におきましては、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物質であるという特性に鑑みまして、粗悪品の製造・流通を防止するため、塩製造業者等の登録制や大蔵大臣の業務改善命令等所要の措置を規定しております。これらの制度を適切に運用することによりまして品質のよくない塩の流通を防止してまいりたいと考えております。

○榊崎泰昌君 適当に運用しましておっしゃるけれども、だれがどういうぐあいにして検査をするんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 大蔵大臣の業務改善命令の基礎に、各塩を扱っている会社に対して必要に応じて適切なサンプル等を出していただけるといふ形の規定をしております。そういったものや塩の需給見通し等におきまして報告の徴求等、幾つかの手段を通じて適切な塩の管理というのをやっております。そういったこと、その際に大臣が行います塩需給見通しというの大きな役割を果たすというふうに考えております。

○榊崎泰昌君 塩の自由化をするに当たっては、価格の面と品質の面というのをきちんと管理しなければならぬというところが一つ大きな柱でしょう。

それからさらに、先ほど申し上げましたように日本の国内における自給率一五%、一五%で足りるかどうかわかりませんが、イオン交換樹脂膜という非常にデリケートな製造工程を経て塩をつくっているわけですから、少なくとも我々の食料用に、口の中に入る分だけは自給をしておかな

きやいかぬということが考えられると思います。その中の少なくとも生活用塩の需要、それからしょうゆ、みそ等を通じて我々の口に入る需要、そういうものはやっぱり国内で、戦時を想定するといふようなことはなかなかできないと思えますけれども、そういう意味からいっても、我が国の中で自給をしていかなきゃいかぬという要請は審議会の答申の中でも明らかに付されているわけでございます。

したがって、食料用に相当するだけの塩の量の生産は国内生産によって確保すべきではないかという考え方だと思いますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) 委員の御指摘のとおり、たばこ事業等審議会の答申におきましても、「これまでと同様、経済合理性の下で食料用の需要程度の塩を国内生産により確保し、良質の塩を安定的に供給していく必要がある。」というふうになされております。その答申の趣旨に沿うように今後とも適切に対処してまいりたいと考えております。

○榊崎泰昌君 確かに、この法律案の基礎になった塩事業専門部会の答申において、国内生産によつて食料用塩程度の量は確保すべきだ、しかもその上に「経済合理性の下で」と書かれているんですね。ということになると、一番冒頭に申し上げましたように、やはり塩の生産業者に対して合理化を要請していく、国内塩と輸入塩との価格差を縮小していくというのを考えなければならぬ、合理化を考えなきゃいかぬ。いや合理化ができるでしようというぐあいに先ほど大蔵省の方で言われましたけれども、合理化をするにはいろんな手段が必要になってくると思えます。

この法律の中では、塩事業の合理化のためにセンターが助成措置をやるんだというぐあいに書かれているんですが、どんなことをイメージされているんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 経過期間の中におきましては、塩事業センターが塩産業の合理化推進、

転廃業助成といった支援業務を行うというふうに規定されておりますが、具体的な措置としましては、メーカーにつきましては、先ほど申し上げましたイオン交換膜の新しい技術の導入等を含めましてシステムの合理化というのを進めてまいりたいと思っておりますし、卸売等の流通段階におきましては、流通拠点の整備といったものに対しての援助をしてみたいと考えております。

○榊崎泰昌君 そのような合理化助成の措置をセンターにおいてなされると法律にも書いてあるんですけれども、それはそれで結構ですが、それにはやっぱりお金もかかる、時間もかかるわけですね。どういうぐあいになるんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 塩事業センターの行う合理化推進の措置につきましては、大蔵省が認可します事業方法書によりまして進めてまいりたいと思っておりますが、具体的な財政的な裏づけといったことは、現在、塩事業で約九百億円強の基金を持っておりますので、そのうち約三百億円程度をその助成関係の基金という形で利用してまいりたい、そういった具体的なものを踏まえまして支援措置を進めてまいりたいと考えております。

○榊崎泰昌君 これからの措置であると思いますが、その措置は経過期間中になさるんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) こうした支援措置は経過期間中のものでございます。

○榊崎泰昌君 そうすると、今センターというところが出ましたけれども、センターというのはどういう構成で何をなさるのが主たる目的になるんでしょうか。

○政府委員(宝賀寿男君) 塩事業センターにつきましては、法案の第二十二条にその業務を書き込んでおりますが、具体的には、離島・過疎地を含む全国各地への生活用塩の供給、それから塩の備蓄、緊急時の塩の供給等の業務を行います。それとともに、経過期間内におきましては生活用塩以外の用途への塩の供給も行っていく予定です。また同様に経過期間内におきまして、今お話のありました塩産業の合理化推進、転廃業助成のための

支援業務を行っていくこととしております。

○榊崎泰昌君 法律にそのように書かれておるとは法律案を読まさせていただいて承知をしておりますんですけれども、どうも具体的なイメージがなかなかつかない。というのは、現在のたばこ産業の塩専売事業本部においてそのような仕事をしておられるというぐあいに思ふんですけれども、その肩がわりをされるわけですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 現在、転廃業関係ではたばこ産業株式会社の塩専売事業本部で関与しているものもございまして、合理化推進については、特に今回の措置で積極的に前向きに進めていくというところでございます。

○榊崎泰昌君 そうすると塩事業センターというのは、その塩事業法案の中においても、生活用塩の確保であるとか、あるいは塩の事業の合理化の推進であるとか、非常に重要な職務を負うことになるというぐあいに思ふ。これは民法第三十四条の法人のように法律案では書いてありますけれども、これを特殊法人等にしなければならぬ理由は何ですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 現在の政府の行革においては特殊法人を極力整理してやっていくということから、特殊法人であります塩専売事業本部を廃止して、新たに民法法人としての公益法人に塩関連の業務をやらせるという形で考えたわけでございます。

○榊崎泰昌君 塩事業センターの任務の一つに、塩の自立化達成のために合理化等々について援助を行うという使命が置かれていたわけですが、実はそのほかにも、輸入塩をどういうぐあいに考えているのか。現在においても、百八十万トンの国内塩の需要について、全部を国内生産者が賄っているわけではありません。輸入塩を入れているわけですから。その輸入塩との関係はどういうぐあいに取り扱っていくんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 輸入される塩の大半はソーダ工業用の塩に充てられますが、そのほかにも、業務用に使われているものもございまして、経過

期間中は、塩事業センターがそうした業務用に使われる塩については一元的に輸入をしまして、適切な需給管理をしてみたいと考えております。

○榊崎泰昌君 一元的に輸入すると一口で言われましてけれども、一元輸入というのはどういうことですか。要するに、輸入をするのはこの塩センター以外のものはできないという意味ですか。

○政府委員(宝賀寿男君) 経過期間中についてはそういうことでございまして。

○榊崎泰昌君 今、経過期間中というぐあいに言われましたけれども、経過期間が終わったかどうかは、大蔵大臣の登録を受けることによって輸入を行うことができるというふうなことを考えております。

○榊崎泰昌君 ということは、経過期間中は輸入塩は入ってくるけれども、国内塩を保護するということと言ひ過ぎかもしれませんが、まあそういうこととしよう。国内塩が存続できるように塩センターが価格の調整を行う、こういう意味だろうというぐあいに思っています。私は、それをやらなければ国内工業塩の生産業者が成り立つていかなければ、直ちに経済的に破綻を来してくるというぐあいに考えておまして、そのための経過措置として輸入塩の管理を一元的にやるといふのは、経過期間中やむを得ないことだというぐあいに理解をしていただければ。

しかし同時に、経過期間が終わった後輸入塩は自由に輸入され、そして国内に供給をされていくということになるわけですから、一番冒頭に申し上げたように、国内塩の自立化のためにどういうぐあいに物事を考えていくのか、どういうぐあいに判断をしていくのかということ極めて重要なことになると思ふ。

それから、さらに申し上げますけれども、ソーダ工業塩、約七百万トンあるというぐあいに言われていますが、これはどうなるんですか。

○政府委員(宝賀寿男君) ソーダ工業塩でございますが、塩事業法案におきましては、経過期間中でありまして大蔵大臣の登録を受けることにより輸入を行うことができるというふうなことであります。ただ、このソーダ工業用塩が入ってきたものについて、仮に他用途へ横流れというふうなことがありましたら大変問題が大きいということ、法案の附則で他用途への使用をしてはならないというふうな規定しておりますとともに、これに違反したときには罰則を設けております。

○榊崎泰昌君 ということは、工業塩は従来は、専売のときにはたばこ産業がこれを検査し、そして塩であるということを確認するとか、あるいは他用途に流用することを監視するとか、そういう仕事をしていたわけですが、今回の改正によつて、ソーダ工業塩は自由に輸入ができる、ただし他用途に流用することだけは許さない、こういう法制に変わるといふことでございまして。

○政府委員(宝賀寿男君) ソーダ工業塩につきましては、従来の扱いでも、専売権のもとではあります。基本的には需給に見合った形で入れてきておりますが、今後は先生が言われたような形の運用を考えております。

○榊崎泰昌君 今、塩の製造業者の話をしたことが、さらに元売業者、中間に卸売業者がございまして、それはどういう形態になるんですか。いずれにしても、私の理解するところでは、塩専売法のもとにおいて非常に大きな制約を受けて、例えて言えば、塩以外に扱ってはいかぬよ、元売業者に徹しなさい、利益はそんなに大きくないけれども、専売として保護してあるんだから、細々とではあるけれども生き延びられるんだよ、利益は薄けれども我慢してやりなさいというぐあいに、薄利益で専売のために働いてきたと言ふとおかしいですが、働かせていただいていたのかもしません。そういう業者は、私の理解するところでは、現在の日本の商業主義の中で大変大きくなつていくところ、小さくなつていくところ、随分あると思ふ。随分あると思ふけれども、塩の元売業

者が軒並みどうも零細企業に陥っているんですね。私は専売の功罪の中の罪の一つであるというぐあいにも思いますが、こういう元売業者をどういうぐあいに考えますか。

○政府委員(宝賀男君) 制度の改革によりまして塩の流通に混乱を生じ、あるいは一般消費者、塩関係業者が多大な変化を受けることのないように経過期間中の措置として幾つか規定しておりますが、その中で塩卸売業者につきましては、経過期間中は、新規参入に際しては経験要件を付加するとともに、塩の製造業者はセンターまたは塩卸売業者を通じて販売するという形で、販売についても必ず塩卸売業者が関与できるような形で措置を考えております。

○榑崎泰昌君 経過期間を設けられたのはそういう趣旨かと思えますけれども、私は、やっぱり塩の自由化が始まってくれば、要するに経過期間が終わってくれば、商社等々、あるいは他の食料品卸等々巨大な資本の業者がいるわけですから、そういうものがあつたかと思えます。五年間の経過期間をつけて、その間に体力をつけて、塩の流通としても頑張れよというような経過期間が必要になるというぐあいに思っておりますけれども、元売業者に対してはどういう助成を行うつもりでいるんですか。

○政府委員(宝賀男君) 塩の卸売業者に対しての経過期間中の助成措置でございますが、具体的には事務システムの合理化、物流拠点等の充実といった形の助成を考えております。現実に塩の卸売業界におきましては、制度改革を見越した形で具体的な業務提携あるいは合併等の動きが出てきておりまして、規模の拡大等を通じてこういった情勢に対応できるように体質強化というのについて動き出しておりますので、そういった合理化・効率化に対して塩事業センターを通じて援助してまいりたいと考えております。

○榑崎泰昌君 援助という聞こえはいいんですが、実は経過期間中においても少しずつや

つぱり廃業が出てくると思うんですね。塩の業者は、先ほど申し上げましたように塩自身が非常に安い物品でございますから、大量に物を扱っていても極めて利が薄いというようにございまして、私も廃業等のことを耳にしておりますけれども、廃業等を行うということについてはどういうぐあいに考えますか。

○政府委員(宝賀男君) 合理化の過程におきまして、今後の事業の見通しというのを各事業者が立てていく中で統廃合というのが起こり得るというふうな考えておりますが、経過措置の中には転廃業に対する助成というのも考えて、状況に応じて事業者が適切な道を選択できるように対応を考えております。

○榑崎泰昌君 元売のところも頑張ってもらわなきゃいかぬわけですが、塩そのものが安い品物ではあるんですが、先ほど専売のメリットとして申し上げたように、専売の塩販売人として指定されれば、必ず塩の多様な商品を店に備えて、利益の薄いもの、あるいは販売の少ないものでも置いておくということを義務づけられ、まじめにやってきた小売業者が多いと思うんですが、そういう小売業者に対してどういうように物を考えたいんですか。

私の存じ上げているところでは、塩の小売店一店舗当たり年間の売上高は三十万円という平均が出ています。そして、利益率が二割ちょっとです。六万円相当の利益を上げています。そういう零細な店ではないかと思えます。そういう事業としては極めて零細な事業を今まで非常に専売という名のもとに誇りを持って、お国のためにやっていると、まあお国のためだけじゃないでしょうが、国民のためにもやっていると、誇りを持ってやっていた小売業者に対して、どういうような措置がとられるんですか。

○政府委員(宝賀男君) この九十年の専売の歴史の中で、小売がしっかりと下支えしてきたという事情については私もよく承知しております。

専売法を制度改定するわけでございますが、これまで塩専売法によりまして販売人という形で指定、実質的な許可でございますが、指定を受けていた者から販売店契約の締結の申し出がなされたときには、センターとしてこれに対する契約締結義務を負うという形で事業の継続というのを考えております。そういう形で契約したところに対しては塩事業センターから生活用塩の供給を適切に行っていくことでございまして、消費者に対しては、この店は塩を取り扱っていますという形で表示をして消費者に対しての宣伝をするのと同時に、今まで塩を取り扱ってきたいわばブライドというものを表示する形の措置も考えているところでございます。

○榑崎泰昌君 私は、小売店が今までずっと一生懸命やってこられて、国民生活の上で塩の供給に果たしてきた功績というのか事績というのか、それを高く評価するものでありますけれども、実はこれからは大蔵省の所管として流通業界を見ていかなきゃいかぬわけですね。その上で、卑俗な言い方になりますけれども、やっぱり社会的に貢献したんだということで勲章であるとか表彰であるとか、いろいろなことが従来各業界については行われているわけですが、そのようなことについてはどのようにお考えですか。

○政府委員(宝賀男君) これまでの塩小売人が果たしてきた役割というのを十分承知しまして、制度改定の際には感謝状というものを考えてまいりたいというふうに思っております。叙勲等につきましては、関係方面にそうした事情を訴えてまいりたいと承知しております。

○榑崎泰昌君 最後に大蔵大臣にお答えを願いたいと思っております。今御質問申し上げたように、塩を専売事業から自由に移すということはいろんな摩擦が伴い、かつ専売のときに一生懸命やってきた人たちのばつと自由の荒波の中に入れるわけでございます。そういう意味では、大蔵省、大蔵大臣の愛情を持ってこの塩の事業に接していただきたい、そうでないとこの移行が円滑に動か

ないというような感じをしておりますが、最後に大臣の御感想をお願いしたいと思います。

○國務大臣(久保直君) ただいままで先生からお話のありましたこと、特に最後に申されましたことは非常に重要なことだと考えております。

塩は、今も御意見ございましたように、国民生活にとって不可欠のものであり、今回この専売制度を廃止するに当たりまして、良質で需要にこたえられる塩の安定的な供給ということを進めると同時に、これまでこの専売事業のもとで余り利幅のない塩の小売等に専念をしていた方々のお立場が今後十分に生かされるような配慮、そしてまた、今申されましたようなこれまでの功績といえますが、業績等に対して十分に意を用いるようにしなければならぬことだと考えております。

○榑崎泰昌君 質問を終わります。

○委員長(片山虎之助君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

- 三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願(第六八四号)(第六八五号)
 - 一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第六八七号)
 - 一、住宅不良債権への税金投入反対に関する請願(第六八八号)
 - 一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第六八九号)
 - 一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願(第六九〇号)
 - 一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第六九七号)
 - 一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第六九八号)(第七〇〇号)(第七〇二号)(第七一一号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願(第七二二号)(第七二三号)

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第六八七号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 宮崎県延岡市山月町四ノ四、八〇
九ノ三 宮脇房江 外六千二十九

名 紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六八八号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 熊本市本庄町七三七ノ八 嶋田
洋 外千七百七十八名

名 紹介議員 阿曾田 清君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六八九号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 大分市大字田尻一、二九九ノ二
和賀智司 外三千十一名

名 紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第六九〇号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 福岡市博多区東比恵三ノ一六ノ二
三 山本サツキ 外九百五十一名

名 紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

十九名 紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六九八号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 大阪市東住吉区中野四ノ四ノ四
七 吉田雅己 外五千七百七十四

名 紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七〇〇号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 大分県津久見市彦ノ内二六六ノ
三 左少清子 外三千二百五十九

名 紹介議員 横尾 和伸君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七〇二号 平成八年三月十五日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 鹿児島市錦江台一ノ五一ノ三ノ二
四 岩崎浩一 外四千九百九十九

名 紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七一一号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 鹿児島県国分市敷根二〇二ノ三
喜岐三男 外九千九百九十九名

名 紹介議員 横尾 和伸君

第七一二号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 静岡県藤枝市藤岡三ノ一ノ二 五
十鈴川幸子 外九百九十九名

名 紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七一三号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 北九州市八幡西区千代ヶ崎三ノ四
ノ五ノ四〇四 山本一俊 外千九百

名 紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七一八号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市脚折三ノ二三ノ一
二 山崎正治 外六百九十九名

名 紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第七一九号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 静岡県沼津市大塚一、一七〇ノ二
ノ四ノ四〇五 堀尾征澄 外四千

名 紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七二三号 平成八年三月十八日受理

住宅金融専門会社への公的資金導入反対に
関する請願

請願者 福岡市西区姪浜二ノ八ノ八 島田
浩 外千六百七十八名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七二四号 平成八年三月十八日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪市西成区花園南二ノ五ノ一
六 福井國夫 外二千百十五名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七三五号 平成八年三月十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 鹿児島市都元町三ノ二ノ七 長山
千鶴子 外四千九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七三六号 平成八年三月十九日受理
住宅不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢二ノ六
ノ三 阿部正威 外三百七十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七三九号 平成八年三月十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 埼玉県坂戸市西坂戸四ノ六ノ四
益川一郎 外二百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第七四〇号 平成八年三月十九日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 福岡市早良区城西三ノ二ノ一五
ジョイフル西新五〇二 二時枝良

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七四一号 平成八年三月十九日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪市西成区南津守三ノ四ノ二
一 当真スミ子 外二千三百三十四名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七五三三号 平成八年三月二十一日受理
住専処理に関する請願

請願者 名古屋市中東区香流一ノ一、三〇
七 林孝

紹介議員 末広真樹子君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七五五号 平成八年三月二十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 宮崎市松山一ノ一〇ノ一一 村尾
房香 外九百九十九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七五六号 平成八年三月二十一日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県榛原郡相良町地頭方一、一
七三 杉山清 外九百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七五八号 平成八年三月二十一日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府三島郡島本町広瀬一ノ八二
〇ノ四 加治淑江 外四千九百九十九名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

塩事業法案
塩事業法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 塩需給見通し等(第三条・第四条)
第三章 塩製造業(第五条・第十五条)
第四章 塩特定販売業(第十六条・第十八条)
第五章 塩卸売業(第十九条・第二十条)
第六章 塩事業センター(第二十一条・第二十九条)
第七章 雑則(第三十条・第三十五条)
第八章 罰則(第三十六条・第四十一条)
附則
第一章 総則
第一条 この法律は、塩専売制度の廃止に伴い、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。ただし、チリ硝石、カイニット、シルビニットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。
2 この法律において「塩製造業者」とは、第五条第一項の登録を受けて塩の製造(再製(塩の利用

請願者 大阪府三島郡島本町広瀬一ノ八二
〇ノ四 加治淑江 外四千九百九十九名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

塩事業法案
塩事業法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 塩需給見通し等(第三条・第四条)
第三章 塩製造業(第五条・第十五条)
第四章 塩特定販売業(第十六条・第十八条)
第五章 塩卸売業(第十九条・第二十条)
第六章 塩事業センター(第二十一条・第二十九条)
第七章 雑則(第三十条・第三十五条)
第八章 罰則(第三十六条・第四十一条)
附則
第一章 総則
第一条 この法律は、塩専売制度の廃止に伴い、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。ただし、チリ硝石、カイニット、シルビニットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。
2 この法律において「塩製造業者」とは、第五条第一項の登録を受けて塩の製造(再製(塩の利用

価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。以下同じ。及び加工(塩の利用価値を高めるため溶解以外の方法により塩の形状を変え、又は塩の不純物を除去し、若しくは塩を変質させることをいう。以下同じ。を含む。以下同じ。を業として行う者をいう。

3 この法律において「塩特定販売業者」とは、第十六条第一項の登録を受けて自ら又は他の者に委託して輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第一条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。をした塩を販売し、又は自ら使用する(以下「塩の特定販売」という。を業として行う者をいう。

4 この法律において「塩卸売業者」とは、第十九条第一項の登録を受けて塩の卸売(塩製造業者又は塩特定販売業者から買い受けた塩(塩製造業者に委託して製造した塩を含む。を、その性質及び形状を変更しないで、他の事業者又は消費者に販売することをいう。以下同じ。を業として行う者をいう。

第二章 塩需給見通し等
(塩需給見通し)
第三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、塩需給見通しを策定しなければならない。

2 塩需給見通しにおいては、次に掲げる事項を示すものとする。
一 塩の用途別需要見込数量
二 前号の用途別需要見込数量に対応する塩の国内産又は外国産別供給見込数量
三 その他塩の需給に関する重要事項

3 大蔵大臣は、塩の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、塩需給見通しを変更することができる。

4 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、塩製造業者、塩特定販売業者若しくは塩卸売業者又は第二十一条第二項に規定するセンターに対

し、第一項の塩需給見通しを策定するため必要な報告をさせることができる。

5 大蔵大臣は、塩需給見通しを策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の助言等)

第四条 国は、塩産業の効率化の促進を図るため、塩の製造又は販売の事業を行う者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第三章 塩製造業

(塩製造業の登録)

第五条 塩の製造を業として行おうとする者(用途若しくは性状が特殊な塩であつて大蔵省令で定めるもの(以下「特殊用塩」という。))又は製造の方法が特殊な塩であつて大蔵省令で定めるものの特殊用塩を除く。以下「特殊製法塩」という。のみの製造を業として行おうとする者を除く。は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四 主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地

五 製造場ごとの塩の製造方法、塩の製造能力及び設備の構造

六 事業開始の予定年月日

七 その他大蔵省令で定める事項

3 前項の申請書には、第七條第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない

(登録の実施)

第六条 大蔵大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を塩製造業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 大蔵大臣は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十三条第一項の規定により第五条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 破産者で復権を得ないもの

四 法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(塩製造業の承継)

第八条 塩製造業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者。以下この条において同じ。))又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人

(以下この項において「相続人等」という。))は、その塩製造業者の地位を承継する。ただし、当該相続人等が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続き塩の製造を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関しては、当該相続人を塩製造業者とみなす。

(登録事項の変更の届出)

第九条 塩製造業者は、第五条第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載等)

第十条 塩製造業者は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務改善命令)

第十一条 大蔵大臣は、塩製造業者の業務の運営に関し良質な塩の安定的な供給を確保するために改善が必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、当該塩製造業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(塩製造業の廃止)

第十二条 塩製造業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 塩製造業者がその事業を廃止したときは、その者に係る第五条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十三条 大蔵大臣は、塩製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の登録を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 第七条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、二年以内にその事業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその事業を休止したとき。

四 不正の手段により第五条第一項の登録を受けたとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の抹消)

第十四条 大蔵大臣は、第十二条第二項の規定により塩製造業者の登録が効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により塩製造業者の登録を取り消したときは、当該塩製造業者の登録を抹消しなければならない。

(特殊用塩等製造業の届出)

第十五条 特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 主たる事務所の所在地及び製造場の所在地

四 特殊用塩の製造を行おうとする者である場合においては、当該特殊用塩の名称及び用途又は性状

五 特殊製法塩の製造を行おうとする者である場合においては、当該特殊製法塩の名称及び製造の方法

六 特殊用塩又は特殊製法塩の製造能力

七 その他大蔵省令で定める事項 2 前項の届出をした者(以下「特殊用塩等製造業者」という。)は、同項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。 3 特殊用塩等製造業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。 第四章 塩特定販売業 (塩特定販売業の登録) 第十六条 塩の特定販売業を業として行おうとする者(特殊用塩のみに係る塩の特定販売業を業として行おうとする者を除く。)は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所 三 未成年者又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 四 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地 五 事業開始の予定年月日 六 その他大蔵省令で定める事項 3 前項の申請書には、次条において準用する第七條第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。 (準用) 第十七條 第六條及び第七條の規定は前條第一項の規定による登録の申請があつた場合について、第八條から第十四條までの規定は塩特定販売業者について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的説書又は、政令で定める。 (特殊用塩特定販売業の届出) 第十八條 特殊用塩のみに係る塩の特定販売業を業	として行おうとする者は、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所 三 主たる事務所の所在地 四 塩の特定販売を行おうとする特殊用塩の名称及び用途又は性状 五 その他大蔵省令で定める事項 2 前項の届出をした者(以下「特殊用塩特定販売業者」という。)は、同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。 3 特殊用塩特定販売業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。 第五章 塩卸売業 (塩卸売業の登録) 第十九條 塩の卸売業を業として行おうとする者(特殊用塩又は特殊製法塩のみに係る塩の卸売業を業として行おうとする者を除く。)は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所 三 未成年者又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 四 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地 五 事業開始の予定年月日 六 その他大蔵省令で定める事項 3 前項の申請書には、次条において準用する第七條第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添	付しなければならない。 (準用) 第二十條 第六條及び第七條の規定は前條第一項の規定による登録の申請があつた場合について、第八條から第十四條までの規定は塩卸売業者について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的説書又は、政令で定める。 第六章 塩事業センター (指定等) 第二十一條 大蔵大臣は、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図るために次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限り、塩事業センターとして指定することができる。 2 大蔵大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の指定を受けた者(以下「センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。 3 センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。 4 大蔵大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 (業務) 第二十二條 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 一 生活用塩に使用される塩(以下「生活用塩」という。)の供給を行うこと。 二 塩の備蓄を行うこと。 三 生活用塩の供給を行うほか、緊急時(塩の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある場合)において、塩の供給を緊急に増加す	る必要があると大蔵大臣が認めるときをいう。第三十一條において同じ。)において、同條第一項の大蔵大臣の命令に基づき、塩の供給(塩を原料とする化学製品であつて政令で指定するもの(以下「指定化学製品」という。))の製造の用に供する塩の供給を除く。)を行うこと。 四 塩産業の効率化を促進するために塩の製造又は販売の事業を行う者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うこと。 五 塩の製造、輸入及び流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 六 塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究を行うこと。 七 塩の品質に関する検査を行うこと。 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 センターについては、第三章から第五章までの規定は、適用しない。 (販売店契約等) 第二十三條 センターは、生活用塩の供給に係る業務を行うに当たり、生活用塩の販売についての契約(以下「販売店契約」という。)をセンターと締結した者(次項及び第三十二條において「販売店契約者」という。)に生活用塩を販売させることができる。 2 センターは、生活用塩の供給に係る業務のうち、販売店契約に係るセンターの業務(販売店契約者に対する生活用塩の売渡しを除く。)の全部又は一部を塩卸売業者に委託することができる。 3 センターは、前項に規定するもののほか、大蔵省令で定めるところにより、その業務の一部を、大蔵大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。 (業務規程の認可) 第二十四條 センターは、第二十二條第一項第一号から第四号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下「生活用塩供給等
---	---	---	---

業務」という。の開始前に、生活用塩供給等業務の実施に関する規程(以下「生活用塩供給等業務規程」という。)を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の認可をした生活用塩供給等業務規程が生活用塩供給等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、セクターに対し、その生活用塩供給等業務規程を変更すべきことを命ずることができ、

3 生活用塩供給等業務規程に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(生活用塩供給等業務特別勘定)

第二十五条 セクターは、生活用塩供給等業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に生活用塩供給等業務特別勘定を設けて整理するものとし、生活用塩供給等業務に係る財産又は生活用塩供給等業務に要する費用に充てるものとして附則第六条第一項の規定により提出される財産を、同勘定に帰属させるものとする。

2 生活用塩供給等業務特別勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

(事業計画等)

第二十六条 セクターは、毎事業年度開始前に(第二十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、大蔵省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 セクターは、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第二十七条 大蔵大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、セクターに対し、第二十二條第一項に規定する業務に関し必

要な措置をとるべきことを命ずることができ

(指定の取消し等)

第二十八条 大蔵大臣は、セクターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 生活用塩供給等業務を通正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は第三十一条第四項、第三十条

第一項若しくは第三十一条第一項の規定に基づき処分違反したとき。

四 第二十四条第一項の規定により認可を受けた生活用塩供給等業務規程によらないで生活用塩供給等業務を行つたとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における措置)

第二十九条 前条第一項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合における当該指定を取り消されたセクターであつた者の生活用塩供給等業務に係る財産並びに権利及び業務の取扱ひその他必要な措置については、別に法律で定める。

2 前条第一項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づき必要な措置がとられるまでの間は、大蔵大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、同項に規定する財産の管理その他の業務を行うものとする。

第七章 雑則

(報告及び検査)

第三十条 大蔵大臣は、この法律で別に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、塩製造業者、特殊用塩等製造業者、塩特定販売業者、特殊用

塩特定販売業者、塩卸売業者又はセクターに対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、塩製造業者、特殊用塩等製造業者、塩特定販売業者、特殊用塩特定販売業者、塩卸売業者又はセクターの事務所その他の事業場に立ち入り、塩、機械、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は分析のため必要な最小限度の分量に限り塩を収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(緊急時の措置)

第三十一条 大蔵大臣は、緊急時においては、セクターに対し、セクターの備蓄に係る塩の供給(指定化学製品の製造の用に供する塩の供給を除く)その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、緊急時において、特に必要があるとき、政令で定めるところにより、塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者に、塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者に対し、緊急時であることを示して塩の製造予定数量その他の必要な情報の報告をさせ、当該報告に基づき、塩の製造予定数量の増加その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 大蔵大臣は、緊急時においては、国民生活の安定に資するため、塩の製造、輸入、流通又は在庫の状況に関し、必要な情報を国民に提供するものとする。

(標識の掲示)

第三十二条 販売店契約者は、その店舗の見やすい場所に、生活用塩を取り扱う販売店契約者であることが容易に識別できる標識としてセクターが定める様式のもの掲示するよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は税関長に行わせることができる。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第三十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第三十六条 第三十一条第一項の規定による大蔵大臣の命令に対する違反があつた場合において、その違反行為をしたセクターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、塩の製造を業として行つた者

二 第十三条第一項(第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の規定による大蔵大臣の命令に違反した者

三 第十六条第一項の規定に違反して、塩の特定販売を業として行つた者

四 第十九条第一項の規定に違反して、塩の卸

売を業として行った者
第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十一條第十七條及び第二十條において準用する場合を含む。の規定による大蔵大臣の命令に違反した者
二 第十五條第一項の規定に違反して、特殊用塩又は特殊製法塩の製造を業として行った者
三 第十八條第一項の規定に違反して、特殊用塩に係る塩の特定販売を業として行った者
第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第三條第四項、第三十條第一項又は第三十一條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第十條(第十七條及び第二十條において準用する場合を含む。の規定に違反して、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
三 第三十條第二項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一條 第八條第三項、第九條若しくは第十二條第一項(これらの規定を第十七條及び第二十條において準用する場合を含む。、第十五條第二項若しくは第三項又は第十八條第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。
附則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二十一條及び第二十四條から

第二十六條までの規定並びに附則第二條から第四條まで、第六條、第七條、第九條、第三十五條、第三十六條及び第五十四條(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)第四條第五号の五の次に二号を加える改正規定中同条第五号の六に係る部分に限る。の規定は、公布の日から施行する。
(塩専売法の一部改正)
第二條 塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一條を加える。
(塩専売事業に係る財産の拠出に関する経過措置)
第三十五條 会社が、塩専売法(平成八年法律第三十號)附則第一條ただし書に規定する日から平成九年三月三十一日までの間に、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九號)第三十四條の規定による法人(以下この条において「特定法人」という。の設立に際して塩専売事業に係る財産の拠出をしようとするときは、当該財産の拠出についてあらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならぬ。

2 会社が前項の規定による拠出(以下この条において「特定拠出」という。)をした場合において、当該特定拠出に係る資産が土地又は土地の上に存する権利(以下この項において「土地等」という。であるときは、当該土地等の特定拠出は、会社に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十二條の三から第六十三條の二までの規定の適用については、同法第六十二條の第三項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。
3 会社が特定拠出をした場合における会社に係る法人税法第三十七條の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額」とある

のは「計算した金額から塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)附則第三十五條第二項に規定する特定拠出の額に百分の一・二五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額当該金額がその内国法人の当該事業年度終了の時期における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一・二五の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、当該計算した金額」と、「という。」とあるのは「という。」に当該特定拠出の額を加算した金額」とする。
4 会社が行う特定拠出に伴い特定法人が受ける登記又は登録については、大蔵省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。
5 特定法人の会社が行う特定拠出に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。
6 特定法人の取得した会社が行う特定拠出に係る土地で特定法人が引き続き保有するもののうち、会社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したもの及び地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において公社又は会社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(センターによる支援措置)
第三條 センターは、次項の大蔵大臣の認可を受けた日から平成十四年三月三十一日までの間、第二十二條第一項に規定する業務のほか、第五項の規定により拠出された金銭の額及びその運用によって生じた収入金の額の合計額の範囲内で、次に掲げる業務を行うものとする。
一 特定製造者(この条の規定の施行の際現に塩専売法第五條第一項の指定を受けている者をいう。次号において同じ。又は特定元売人(この条の規定の施行の際現に塩専売法第九條第一項の元売人の指定を受けている者をいう。次号において同じ。が塩に係るその事業の合理化を行うために要する費用に充てるための助成金の交付を行うこと。
二 特定製造者が塩の製造を廃止し、又は特定元売人が塩に係る営業を廃止するための費用に充てるための助成金の交付を行うこと。
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
2 センターは、第二十一條第一項の指定を受けた後、前項に規定する業務(以下「助成業務」という。)の実施に関する規程を速やかに作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3 センターは、助成業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に助成業務特別勘定を設けて整理しなければならない。
4 助成業務特別勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。
5 助成業務特別勘定に助成業務に要する費用に充てるための基金を置き、次条第一項の規定により拠出される金銭をもってこれに充てるものとする。
6 大蔵大臣は、第二十七條の規定によるもののほか、この条の規定を施行するために必要限度において、センターに対し、助成業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
7 大蔵大臣は、センターが前項の規定による処分に違反したときは、第二十一條第一項の指定を取り消すことができる。
8 前項の規定により第二十一條第一項の指定を取り消した場合における当該指定を取り消されたセンターであった者の助成業務に係る財産並

の特定拠出は、会社に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十二條の三から第六十三條の二までの規定の適用については、同法第六十二條の第三項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。
3 会社が特定拠出をした場合における会社に係る法人税法第三十七條の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額」とある

のは「計算した金額から塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)附則第三十五條第二項に規定する特定拠出の額に百分の一・二五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額当該金額がその内国法人の当該事業年度終了の時期における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一・二五の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、当該計算した金額」と、「という。」とあるのは「という。」に当該特定拠出の額を加算した金額」とする。
4 会社が行う特定拠出に伴い特定法人が受ける登記又は登録については、大蔵省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。
5 特定法人の会社が行う特定拠出に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。
6 特定法人の取得した会社が行う特定拠出に係る土地で特定法人が引き続き保有するもののうち、会社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したもの及び地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において公社又は会社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(センターによる支援措置)
第三條 センターは、次項の大蔵大臣の認可を受けた日から平成十四年三月三十一日までの間、第二十二條第一項に規定する業務のほか、第五項の規定により拠出された金銭の額及びその運用によって生じた収入金の額の合計額の範囲内で、次に掲げる業務を行うものとする。
一 特定製造者(この条の規定の施行の際現に塩専売法第五條第一項の指定を受けている者をいう。次号において同じ。又は特定元売人(この条の規定の施行の際現に塩専売法第九條第一項の元売人の指定を受けている者をいう。次号において同じ。が塩に係るその事業の合理化を行うために要する費用に充てるための助成金の交付を行うこと。
二 特定製造者が塩の製造を廃止し、又は特定元売人が塩に係る営業を廃止するための費用に充てるための助成金の交付を行うこと。
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
2 センターは、第二十一條第一項の指定を受けた後、前項に規定する業務(以下「助成業務」という。)の実施に関する規程を速やかに作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3 センターは、助成業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に助成業務特別勘定を設けて整理しなければならない。
4 助成業務特別勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。
5 助成業務特別勘定に助成業務に要する費用に充てるための基金を置き、次条第一項の規定により拠出される金銭をもってこれに充てるものとする。
6 大蔵大臣は、第二十七條の規定によるもののほか、この条の規定を施行するために必要限度において、センターに対し、助成業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
7 大蔵大臣は、センターが前項の規定による処分に違反したときは、第二十一條第一項の指定を取り消すことができる。
8 前項の規定により第二十一條第一項の指定を取り消した場合における当該指定を取り消されたセンターであった者の助成業務に係る財産並

の特定拠出は、会社に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十二條の三から第六十三條の二までの規定の適用については、同法第六十二條の第三項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。
3 会社が特定拠出をした場合における会社に係る法人税法第三十七條の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額」とある

びに権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

9 第七項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づき必要な措置がとられるまでの間は、大蔵大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、同項に規定する財産の管理その他の業務を行うものとする。

(助成業務特別勘定への拠出)

第四条 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)は、センターが前条第二項の認可を受けた後速やかに、センターに対し、会社の塩専売事業(塩専売法第三十八条第一項に規定する塩専売事業をいう。以下同じ。)に係る財産のうち政令で定める額の金銭を、前条第一項に規定する期間に実施する助成業務に要する費用に充てるものとして拠出するものとする。

2 前項の規定による会社の拠出は、塩専売法第五十三条第三項本文の規定にかかわらず、同条第一項に規定する塩専売価格安定準備金を取り崩して行うものとする。

3 第一項の規定により会社がセンターに拠出した金銭は、政府からセンターに対し拠出されたものとみなす。

(助成業務特別勘定の残余財産の国庫納付)

第五条 センターは、助成業務を終えたときは助成業務特別勘定を廃止するものとする。

2 センターは、前項の規定により助成業務特別勘定を廃止した場合において同勘定に残余財産(基金の残高を含む。)があるときは、政令で定めるところにより、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

(塩専売事業に係る財産の処分等)

第六条 会社は、塩専売法第五十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時にあって、センターに対し、会社の同条に規定する塩専売事業に係る財産としてあらかじめ大蔵大臣の認可を受けたものを、生活用塩供給等業務に係る財産又は生活用塩供給等業務に要する費用に充てる

ものとして拠出するものとする。

2 前項の規定により拠出する財産の価額の決定の方法その他財産の拠出に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定により会社がセンターに拠出した財産は、政府からセンターに対し拠出されたものとする。

4 会社の塩専売事業に係る一切の権利及び義務(この附則に別段の定めがあるもの及び政令で定めるものを除く。)は、この法律の施行の時に於いてセンターが承継する。

(会社による拠出に係る国税の課税の特例)

第七条 会社が前条第一項の規定による拠出をした場合において、当該拠出に係る資産のうち土地又は土地の上に存する権利(以下この項において「土地等」という。)があるときは、当該土地等の拠出は、会社に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

2 会社が附則第四条第一項又は前条第一項の規定による拠出(以下この項において「特定拠出」という。)をした場合における会社に係る法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額から塩専売法平成八年法律第 号附則第七条第二項に規定する特定拠出の額に百分の一・二五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額(当該金額がその内国法人の当該事業年度終了の時に於ける資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一・二五の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、当該計算した金額」という。以下「とあるのは」という。)に当該特定拠出の額を加算した金額」とする。

3 前条第一項の規定により会社が行う財産の拠出に伴いセンターが受ける登記又は登録については、大蔵省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

ては、大蔵省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(会社による拠出に係る地方税の課税の特例)

第八条 センターの附則第六条第一項の規定により会社が行う拠出に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

2 センターの取得した附則第六条第一項の規定により会社が行う拠出に係る土地でセンターが引き続き保有するものうち、日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「公社」という。)が昭和四十四年一月一日沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日前に取得したもの及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において公社又は会社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(生活用塩供給等業務の準備行為)

第九条 センターは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、生活用塩供給等業務の実施に必要な準備行為をすることができ

る。

(塩専売法の廃止)

第十条 塩専売法は、廃止する。

(貸借対照表等に関する経過措置)

第十一条 施行日の前日を含む営業年度に係る会社の塩専売事業に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、なお従前の例による。ただし、前条の規定による廃止前の塩専売法(以下「旧法」という。)第四十三条第三項の規定は、適用しない。

2 会社の施行日前に終了した営業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(製造の指定を受けた者に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により製造者の指定を受けている者(以下「指定製造者」という。)は、次項に規定する者を除き、施行日に第五条第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

2 指定製造者で特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を行っているものは、施行日に第十五条第一項の規定により大蔵大臣に届出をした者とみなす。

(製造の指定の申請に関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧法第六条第一項の規定により会社に対しされた指定の申請は、次項に規定するものを除き、施行日に第五条第二項の規定により大蔵大臣に対しされた登録の申請とみなす。

2 施行日前に特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を行うおうとする者が旧法第六条第一項の規定により会社に対してした指定の申請は、施行日に第十五条第一項の規定により大蔵大臣に対してした届出とみなす。

(塩製造業の登録の拒否に関する経過措置)

第十四条 施行日前に旧法第七章の規定により処罰をされた者又は旧法第十五条第一項各号のいづれかに該当して旧法第五条第一項の規定による製造者の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日に第八章の規定により処罰され、又は第十三条第一項の規定により塩製造業者の登録を取り消された者とみなして、第七条第一項の規定を適用する。

(塩製造業者の登録の取消し等に関する経過措置)

第十五条 施行日前に旧法第十五条第一項各号のいづれかに該当するに至った指定製造者で附則第十二条第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなされるものに対して、この法律の施行の際会社が旧法第十五条第一項の規定に

よる処分を行つていない場合においては、当該登録を受けた者とみなされる者を第十三条第一項各号のいずれかに該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(施行日前に廃業した者に関する経過措置)

第十六条 施行日前に旧法第十五条第一項の規定により指定を取り消され、又は塩の製造を廃止した者が、この法律の施行の際現に塩を所有するときは、その塩に係る附則第三十七条第一項の規定の適用については、その者を塩製造業者とみなす。

(再製又は加工の委託を受けた者に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第一項の規定により会社から塩の再製又は加工の委託を受けている者は、施行日に第五条第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

2 前項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者は、施行日から起算して三十日以内に、同条第二項に掲げる事項を記載した書類及び同条第三項に規定する書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(再製又は加工の届出に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第二項の規定により会社に届出をしている者は、施行日に第十五条第一項の規定により大蔵大臣に届出をした者とみなす。

(元売人の指定を受けた者に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の規定により元売人の指定を受けている者(以下「指定元売人」という。)は、施行日に第十九条第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

(元売人の指定の申請に関する経過措置)

第二十条 施行日前に旧法第二十一条の規定により会社に対しされた元売人の指定の申請は、施行日に第十九条第二項の規定により大蔵大臣に対しされた登録の申請とみなす。

2 前項の規定により第十九条第二項の規定による登録の申請とみなされた旧法第二十一条の規定による指定の申請をした者は、施行日から起算して三十日以内に附則第四十条第二項に規定する大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(塩卸売業者の登録の拒否に関する経過措置)

第二十一条 施行日前に旧法第七章の規定により処罰をされた者又は旧法第三十五条第一項各号のいずれかに該当して旧法第十九条第一項の規定による元売人の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあつた日に第八章の規定により処罰され、又は第二十条において準用する第十三条第一項の規定により塩卸売業者の登録を取り消された者とみなして、第二十条において準用する第七条第一項の規定を適用する。

(塩卸売業者の登録の取消し等に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に旧法第三十五条第一項各号のいずれかに該当するに至つた指定元売人で附則第十九条の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなされるものに対して、この法律の施行の際会社が旧法第三十五条第一項又は第二項の規定による処分を行つていない場合においては、当該登録を受けた者とみなされる者を第二十条において準用する第十三条第一項各号のいずれかに該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(指定元売人の販売の停止に関する経過措置)

第二十三条 施行日前に旧法第三十五条第二項の規定により会社が指定元売人に対して施行日以後の日を終期とする期間を定めていた販売の停止の命令は、施行日に第二十条において準用する第十三条第一項の規定により大蔵大臣がその者に対して当該期間の満了の日を終期とする期間を定めていた事業の停止の命令とみなす。

(承認の申請に関する経過措置)

第二十四条 施行日前に旧法の規定により会社に対しされた承認の申請で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ施行日にこの法律の規定に基づき

は、それぞれ施行日にこの法律の規定に基づき

大蔵大臣に対しされた同表の下欄に定める届出とみなす。

旧法第八条第一項の規定による製造方法の変更等の承認の申請(附則第十二条第一項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたものに限る。)	第九条の規定による登録事項の変更の届出
旧法第八条第一項の規定による製造方法の変更等の承認の申請(附則第十二条第二項の規定により第十五条第一項の届出をした者とみなされる者がしたものに限る。)	第十五条第二項の規定による届出事項の変更の届出
旧法第十一条第二項の規定による製造の引継ぎの承認の申請(附則第十二条第一項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたもので、かつ、法人の合併に係るものに限る。)	第八条第三項の規定による塩製造業の承認の届出
旧法第十三条第一項の規定による製造の廃止の承認の申請(附則第十二条第一項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたものに限る。)	第十二条第一項の規定による塩製造業の廃止の届出
旧法第十三条第二項の規定による製造の廃止の承認の申請(附則第十二条第二項の規定により第十五条第一項の届出をした者とみなされる者がしたものに限る。)	第十五条第三項の規定による事業の廃止の届出
旧法第二十四条第一項の規定による営業所の移転等の承認の申請(附則第十九条の規定により第十九条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたものに限る。)	第二十条において準用する第九条の規定による登録事項の変更の届出
旧法第二十五条第二項の規定による販売の引継ぎの承認の申請(附則第十九条の規定により第十九条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたもので、かつ、法人の合併に係るものに限る。)	第二十条において準用する第八条第三項の規定による塩卸売業の承認の届出

(施行日前に輸入の委託をした塩に関する経過措置)

第二十五条 センターは、施行日前において会社が輸入を委託した旧法第二十七条第一項に規定する化学製品の製造の用に供するための塩で施行日後において輸入がされたものについては、第二十二條第一項第一号及び附則第四十一条第一項の規定にかかわらず、当該化学製品の製造の用に供する者に売り渡すことができる。この場合において、その売渡しの価格は、この法律の施行の際現に会社が旧法第二十七条第二項の

規定により大蔵大臣の認可を受けて定めている価格とし、当該価格は、附則第二十七条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法第二十七条第三項から第六項まで及び第六十二条第三項を除く。の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、これらの規定に規定する特別価格とみなす。

(輸出のための販売の特例に関する経過措置)

第二十六条 施行日前に旧法第二十条第一項又は

第三項の規定による承認について会社に対しされた申請輸出のため買い受けようとする者に対する販売に係るものに限る。）は、施行日に附則第三十七条第一項の規定による承認について大蔵大臣に対しされた申請とみなす。

2 施行日前に旧法第二十条第一項又は第三項の規定による承認（輸出のため買い受けようとする者に対する販売に係るものに限る。）を受けていた者が、施行日において当該承認に係る塩の販売を行っていない場合には、当該承認に係る塩については、その者を附則第三十七条第一項の規定により大蔵大臣の承認を受けた者とみなす。

（特別価格で売り渡された塩に関する経過措置）

第二十七条 施行日前に、旧法第二十七条第一項の規定により会社から塩の売渡しを受けた者（附則第二十五条の規定により施行日後にセンターから塩の売渡しを受けた者を含む。）及び旧法第二十七条第三項の規定による会社の承認を受けて当該売渡しを受けた者から当該塩を譲り受けた者並びに同条第五項の規定により会社の承認を受けた者については、同条第三項から第六項までの規定及び旧法第六十二条（第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧法第二十七条第三項	第一項の用	政令で定める用途
買い受けた塩	買い受けた塩（塩事業法（平成八年法律第号）附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買い受けた塩を含む。）	大蔵大臣
会社	塩事業法第二十一条第二項に規定するセンター	
旧法第二十七条第四項各号列記以外の部分	会社	
旧法第二十七条第四項第一号	買い受けた塩	買い受けた塩（塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買い受けた塩を含む。）
	第一項の用	政令で定める用途
	同項の用	政令で定める用途
	売渡価格	同法施行の際の売渡価格
旧法第二十七条第四項第二号	第一項の化学製品	政令で定める化学製品
	買い受けた塩	買い受けた塩（塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買い受けた塩を含む。）

旧法第二十七条第四項第三号	特別価格と	同項の漁獲物	政令で定める漁獲物
買い受けた塩	同項の化学製品	政令で定める化学製品	
特別価格と	同法施行の際の特別価格と		
旧法第二十七条第四項第三号	買い受けた塩	買い受けた塩（塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買い受けた塩を含む。）	
旧法第二十七条第五項	売渡価格	同法施行の際の売渡価格	
第一項の用	政令で定める用途		
会社は	塩事業法第二十一条第二項に規定するセンターは		
特別価格と売渡価格	同法施行の際の特別価格と同法施行の際の売渡価格		
旧法第二十七条第六項	会社	大蔵大臣	
第一項の規定により	塩事業法附則第十条の規定により廃止された塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）第二十七条第一項の規定により、又は塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから、		
この法律	同法附則第二十七条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第三項から第五項までの規定		
売り渡された塩	売り渡された塩（同法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから売り渡された塩を含む。）		
第一項の用	政令で定める用途		
会社は	大蔵大臣は		
この法律	塩事業法附則第二十七条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第二十七条第三項から第六項までの規定		
第二十七条第五項	同条第五項		
旧法第六十二条第二項	会社	大蔵大臣	

(輸出前の譲渡等に関する経過措置)

第二十八條 施行日前に会社又は旧法第八條第一項に規定する製造者から輸出のため塩を買収した者及び当該買収を受けた塩については、旧法第三十七條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「会社の承認」とあるのは「大蔵大臣の承認」と、同条第二項中「会社は、この法律の施行に必要な限度において」とあるのは「大蔵大臣は、必要がある」と認めるときは」とする。

(会社の売り渡した塩に関する経過措置)

第二十九條 施行日前に会社の売り渡した塩は、前二條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定が適用される場合を除き、この法律の規定によりセクターが売り渡したものとみなす。

(届出等に関する経過措置)

第三十條 この法律の施行の際、旧法第十一條第一項、第十二條、第二十五條第一項若しくは第三十四條第一項若しくは第二項の規定による届出がされてない場合(旧法第十九條第一項に規定する販売人については、同項に規定する販売人に係る場合に限る。)又は旧法第十四條第一項(旧法第三十二條第二項において準用する場合を含む。)、第十四條第二項若しくは第十七條第三項の規定により報告をしなければならぬ者が報告をしていない場合については、これらの規定これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定による届出又は報告は、大蔵大臣に対してするものとする。

(秘密保持の義務等に関する経過措置)

第三十一條 塩専売法の廃止後においても、会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員であつた者又は旧法第四十三條第一項の規定による塩専売事業運営委員会の委員であつた者のその職務に関して知り得た秘

密については、旧法第四十八條第一項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第三十二條 旧法附則第三十五條第六項に規定する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(審査請求に関する経過措置)

第三十三條 旧法の規定に基づき会社が行つた処分又は旧法の規定に基づく申請に係る会社の不作為(以下この条及び次条において「旧法の処分等」という。)について施行日前にされた行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求であつて、この法律の施行の際大蔵大臣が裁決をしていないものについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際旧法の処分等についてすることができ行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第三十四條 旧法の処分等について提起された行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴訟であつて、この法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日に大蔵大臣(第三十三條の規定により権限の委任を受けた者を含む。次項において同じ。)が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分等について提起することができ行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、大蔵大臣を相手方として提起するものとする。

(販売店契約に関する経過措置)

第三十五條 セクターは、この法律の施行の際現に旧法第十九條第一項の規定により販売人の指定を受けている者(以下この項において「指定販売人」という。)から販売店契約の締結の申出がされたときは、その者と販売店契約を締結しなければならぬ。ただし、指定販売人が、旧法第三十五條第一項各号のいずれかに該当する者

である場合又は施行日から起算して三十日を経過する日後に申出をした場合には、この限りでない。

2 前項に規定する販売店契約の締結の申出の受付は、施行日前においてもすることができ、(業務の委託に関する経過措置)

第三十六條 セクターは、指定元売人から第二十三條第二項に規定する業務の委託を受けたい旨の申出がされたときは、その者に当該業務の委託をしなければならぬ。ただし、指定元売人が、旧法第三十五條第一項各号のいずれかに該当する者である場合又は施行日から起算して三十日を経過する日後に申出をした場合には、この限りでない。

2 前項に規定する業務の委託を受けたい旨の申出の受付は、施行日前においてもすることができ、(塩製造業者が売渡しを行う者に関する経過措置)

第三十七條 平成十四年三月三十一日までは、塩製造業者は、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合を除き、セクター及び塩卸売業者以外の者に塩を売り渡してはならない。

2 平成十四年三月三十一日までは、塩製造業者がその登録を取り消され、又はその事業を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩に係る前項の規定の適用については、その者を引き続き塩製造業者とみなす。

(塩の特定販売に関する経過措置)

第三十八條 平成十四年三月三十一日までは、次項の規定により第十六條第一項の登録を受けて特定化学製品用塩(指定化学製品のうち政令で定めるもの(以下この条において「特定化学製品」という。))の製造の用に供するための塩をいう。以下同じ。に係る塩の特定販売を業として行う者(以下「特例塩特定販売業者」という。)が特定化学製品用塩に係る塩の特定販売(特定化学製品の製造を行う者以外の者に販売すること

を除く。次項において同じ。)を行う場合を除くほか、セクター以外の者は、塩の特定販売(旅行者が自己の用に供するため携帯して輸入をした塩その他の塩であつて大蔵省令で定めるもの及び特殊用塩に係るものを除く。)を行つてはならない。

2 平成十四年三月三十一日までは、第十六條第一項の規定は、特定化学製品用塩に係る塩の特定販売を業として行おうとする者に限り適用する。

3 平成十四年三月三十一日までは、特例塩特定販売業者及び特例塩特定販売業者の委託を受けて特定化学製品用塩の輸入をする者並びに特例塩特定販売業者の輸入に係る特定化学製品用塩を譲り受けた者は、その輸入又は譲受けに係る特定化学製品用塩に関して、政令で定める手続をしなければならない。

4 平成十四年三月三十一日までは、特例塩特定販売業者及び特例塩特定販売業者の輸入に係る特定化学製品用塩を譲り受けた者は、その輸入又は譲受けに係る特定化学製品用塩を、特定化学製品の製造以外の用に供し、又は特定化学製品の製造以外の用に供するため他人に譲り渡ししてはならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第一項の規定に違反して、塩の特定販売を行った者

二 前項の規定に違反して、特定化学製品用塩を、特定化学製品の製造以外の用に供し、又は特定化学製品の製造以外の用に供するため他人に譲り渡した者

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

7 第三項の規定に違反して手続をしなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

(塩の特定販売に関する経過措置の検討)

第三十九条 政府は、この法律の施行後において、本邦通貨の外国為替相場の変動その他の塩製造業者再製又は加工を業として行う者を除く。の努力の限界を超えると認められる経済情勢の変化があつた場合には、当該変化によつてもたらされる国内産塩と外国産塩との価格競争力の状況を踏まえて、前条に規定する塩の特定販売に関する経過措置(経過措置の期限を含む。)について検討を加え、必要があると認めるときは、平成十四年三月三十一日までに所要の措置を講ずるものとする。

(塩卸売業の登録に関する経過措置)

第四十条 大蔵大臣は、平成十四年三月三十一日までは、第十九条第一項の規定による登録を受けようとする者が、第二十条第一項において準用する第七條第一項各号のいずれにも該当しない場合においても、その者が塩の卸売を業として行うに足る経験を有するものとして大蔵省令で定める要件を満たさないときは、その登録を拒否することができる。

2 第十九条第一項の規定による登録を受けようとする者は、平成十四年三月三十一日までは、同条第二項の規定により提出する申請書に、同条第三項に規定する書類のほか、大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(セクターの供給する塩に関する経過措置)

第四十一条 セクターは、第二十二條第一項第一号の規定により生活用塩の供給を行うほか、平成十四年三月三十一日までは、生活用以外の用途に使用される塩(特定化学製品用塩を除く。)の供給を行うことができる。

2 セクターが前項に規定する業務を行う場合において、第二十二條第一項第三号及び第二十三條中「生活用塩」とあるのは「生活用塩及び生活用以外の用途に使用される塩(附則第三十八條第一項に規定する特定化学製品用塩を除く。)」と、第二十四條第一項中「第二十二條第一項第一号から第四号までに掲げる業務」とある

のは「第二十二條第一項第一号から第四号までに掲げる業務及び附則第四十一條第一項に規定する業務」とする。

(地価税の課税の特例)

第四十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)第二條第一号に規定する土地等(以下この項において「土地等」という。)で、同条第四号に規定する課税時期(以下この条において「課税時期」という。)において指定製造者若しくは附則第十七條第一項の規定により第五條第一項の登録を受けた者とみなされる者(以下この項において「指定製造者等」という。)の同条第二項第四号の製造場若しくは貯蔵所(施行日において指定製造者等が当該製造場又は貯蔵所の用に供していたものに限る。以下この項において「製造場等」という。)又は指定元売人の第十九條第二項第四号の貯蔵所(施行日において当該指定元売人が当該貯蔵所の用に供していたものに限る。)の用に供されているもの(当該土地等が当該製造場等又は当該貯蔵所の用に供されているもの又は当該貯蔵所の用に供されているもの)として政令で定める部分を除くものとし、当該製造場等又は当該貯蔵所として使用されている建物その他の工作物(以下この項において「建物等」という。)が貸し付けられているものであるときは専ら当該製造場等又は当該貯蔵所として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。)については、同法第六條から第八條までの規定及び租税特別措置法第七十一條の二から第七十一條の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第七十一條の七の規定に該当するものを除き、平成十年から平成十四年までの各年の課税時期に係る地価税法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八條第一

項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九條中「第十七條」とあるのは「塩事業法(平成八年法律第 号 附則第四十二條第一項(地価税の課税の特例)と、同法第三十三條中「第十七條」とあるのは「第十七條及び塩事業法附則第四十二條第一項(地価税の課税の特例)とする。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五條第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第十八條第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九條第三項に規定する修正申告書を含む。次項において「地価税の申告書」という。)に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、地価税の申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十四条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第四十五条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項中「第一号の二を削り、第一号の三を第一号の二とする。

第三百四十九條の三第三十一項中「第三十七項」を「第三十六項」に改め、同条第二十九項を削り、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項から第三十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第五百八十六條第二項中「第二十七号の二を削り、第二十七号の三を第二十七号の二とし、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とする。

第七百二條第二項中「第三十三項」を「第三十二項」に、「第三十六項又は第三十七項」を「第三十五項又は第三十六項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 施行日前にされた前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第七十三條の四第一項第一号の二に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)第三百四十九條の三の規定は、平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 旧地方税法第五百八十六條第二項第二十七号の二に規定する土地に係る平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び施行日前にされた同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新地方税法第七百二條第二項の規定は、平成十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(土地収用法の一部改正)

第四十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十四号の四を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第 号)」に改める。

第二條第六項中「塩専売法第二條第一項」を「塩事業法第二條第一項」に改める。

第三條を削る。

第四條中「又は塩専売法第十九條及び」又は前條の規定により輸入された塩を削り、同條を第三條とする。

本則に次の一條を加える。

第四條 合衆国軍隊、軍人用販売機關等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であつた者は、塩事業法第十六條第一項、第十八條第一項及び附則第三十八條の規定にかかわらず、これらの者により輸入された塩を合衆国軍隊、軍人用販売機關等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等に販売し、又は自ら使用することができ。

(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十九條 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十

九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第 号)」に改める。

第六條中「塩専売法」を「塩事業法」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七十條を次のように改める。

第七十條 削除

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)

第五十一條 日本たばこ産業株式会社法の一部を次のように改正する。

附則第二十七條中「又は塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」による改正前の塩専売法第五十五條第一項を削る。

附則第三十二條を削る。

(地価税法の一部改正)

第五十二條 地価税法の一部を次のように改正する。

別表第一第十七号を次のように改める。

十七 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)第七條(アルコール製造者の許可)に規定するアルコール製造者の同條に規定する製造場若しくは蔵置場又は同法第二十八條第一項(売りさばき人以外の者の販売の禁止)に規定する売りさばき人(国からアルコールを買い受け、これを他の当該売りさばき人に販売する者で大蔵省令で定めるものに限る。)の同法第二十九條ノ四第二項(貯蔵設備の新設等)に規定する貯蔵設備その他同法第二條第一項(定義)に規定するアルコールの販売に直接必要な施設の用に供されている土地等

(地価税法の一部改正に伴う経過措置)

第四号に規定する課税時期(以下この条において「課税時期」という。)において個人又は法人(同法第二條第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が有する土地等(同法第二條第一号に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)に係る地価税について適用し、施行日前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(大蔵省設置法の一部改正)

第五十四條 大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「及びたばこ事業制度」を、並びにたばこ事業制度及び塩事業制度に改め、同條第五号中「専売品(アルコール及びあへんを除く。)の価格及び」を削り、同條第五号の五の次に次の二号を加える。

五の六 塩事業センターの指定及び監督に関すること。

五の七 塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を営む者の登録並びにこれらの監督に関すること。

第五條中第十九号を削り、第十九号の二を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を営む者を登録し、これらを監督すること。

第三十條第一項中「第四條第五号の四」の下に「(製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。)、第五号の七(塩特定販売業を営む者に係るものに限る。)」を加え、「同條第五号の四に掲げるものにあつては、製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。」を削る。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第七七四号)

一、住専不良債権への税金投入反対に関する請願(第七七六号)(第七七七号)

一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第七七八号)(第七八一号)(第七八五号)

一、住専処理に関する請願(第七八九号)

一、インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資及び外為法上の許可反対に関する請願(第七九五号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願(第七九七号)

一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第八〇二号)(第八〇五号)

一、住専処理に関する請願(第八〇八号)

一、住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願(第八〇九号)

一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第八一〇号)(第八一五号)

一、インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資及び外為法上の許可反対に関する請願(第八一七号)

一、住専処理に対する税金投入反対に関する請願(第八二三号)

一、住専不良債権への税金投入反対に関する請願(第八二九号)

一、住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願(第八三二号)

一、インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資及び外為法上の許可反対に関する請願(第八四四号)

第七七四号 平成八年三月二十二日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 宮崎県日南市大字板敷四、四四

紹介議員 〇 宮田光順 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七七六号 平成八年三月二十五日受理
住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 静岡県志太郡大井町吉永六六五
ノ四 鈴木晴彦 外八百四十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七七七号 平成八年三月二十五日受理
住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 茨城県土浦市桜町四ノ一六ノ二
八 藤川八重子 外四名

紹介議員 小林 元君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七七八号 平成八年三月二十五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府大正区平尾三ノ三
三 赤嶺吉男 外九百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七八一号 平成八年三月二十五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 宮崎県日南市大字吉野方四、二〇
九 河野茂 外九百九十九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七八五号 平成八年三月二十五日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府平野区長吉原四ノ一六ノ
二四 高田雄七郎 外千二百五十
九名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第七八九号 平成八年三月二十五日受理
住専処理に関する請願

請願者 愛知県常滑市南古千代一ノ三
山本幸治

紹介議員 末広真樹子君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第七九五号 平成八年三月二十五日受理
インドネシアへの原発輸出に対する日本輸出入銀行の融資及び外為法上の許可反対に関する請願

請願者 高知県高岡郡越知町十二区 藤原
豊子 外四十九名

紹介議員 清水 澄子君
インドネシア初の原子力発電所建設計画は、様々な問題を含んだまま進められている。既に平成三年からジャワ島のムリヤ半島で実行可能性調査が行われており、この費用には、公的資金である日本輸出入銀行の融資が行われている。インドネシアは世界一の地震国であり、原発予定地は活断層の存在が取りざたされている地域であるにもかかわらず、平成五年末に原発建設に適していると報告され、インドネシアの原子力庁は二、三年以内に原発の建設に着工したいとしている。日本とアメリカなどの外国企業が建設の予定であり、実現すれば我が国初の「原発輸出」という事態になる。仮に、「原発輸出」にも公的資金が投入されることになるれば、日本政府の責任が問われることになる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国会として、原発輸出には公的資金が運用されることのないよう政府に対し次の点を求めること。
1 大蔵省管轄下の日本輸出入銀行が融資することがないようにすること。
2 大蔵省は外国為替及び外国貿易管理法上の許可を輸出企業に与えないこと。
理由
(一)日本輸出入銀行の融資には多くの問題がある。ODA(政府開発援助)にはODA大綱などがあるが、輸銀の融資が海外で引き起こした過去の環境破壊の再発を防ぐガイドラインや厳しい規制はない。また、公的資金でありながら利益を上げることが義務付けられているため、インドネシアのように累積赤字が千億ドル以上にも上る国を更に苦しいものになる。(二)平成三年の実行可能性調査の際には、大蔵省は原発の是非について議論をせずに許可を与えた。「原発輸出」が決定される事態になる前に、従来の手続を改め、国会での審議にかけるなど、新たな措置を採るべきである。

あるが、輸銀の融資が海外で引き起こした過去の環境破壊の再発を防ぐガイドラインや厳しい規制はない。また、公的資金でありながら利益を上げることが義務付けられているため、インドネシアのように累積赤字が千億ドル以上にも上る国を更に苦しいものになる。(二)平成三年の実行可能性調査の際には、大蔵省は原発の是非について議論をせずに許可を与えた。「原発輸出」が決定される事態になる前に、従来の手続を改め、国会での審議にかけるなど、新たな措置を採るべきである。

第七九七号 平成八年三月二十六日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市白羽町一、八五〇ノ
一 鈴木サキ 外六百五十三名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第八〇二号 平成八年三月二十六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区共立通一ノ九ノ
六 北村平治 外九百九十九名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八〇五号 平成八年三月二十六日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 宮崎県下北方町戸林五、三四六ノ
一 金丸等 外五百十八名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八〇八号 平成八年三月二十六日受理
住専処理に関する請願

請願者 愛知県豊田市竹元町二ッ池六ノ六
八 國部峰生 外十三名

紹介議員 末広真樹子君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第八〇九号 平成八年三月二十七日受理
住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市中田島町一、三九
八 安間正広 外九百八十八名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第八一〇号 平成八年三月二十七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府西成区旭一ノ四ノ五 井上
定泰 外九百九十七名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八一五号 平成八年三月二十七日受理
住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字日置六五
二ノ五 牧蘭悟 外九百九十九名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八一七号 平成八年三月二十七日受理
インドネシアへの原発輸出に対する日本輸出入銀行の融資及び外為法上の許可反対に関する請願

請願者 横浜市青葉区もみの木台二三ノ一
五 新野キヨ 外十五名

紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八二三号 平成八年三月二十七日受理
住専処理に対する税金投入反対に関する請願

請願者 鳥取県米子市和田町二、八一五
田中房義 外十六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二九五号と同じである。

第八二九号 平成八年三月二十八日受理

住専不良債権への税金投入反対に関する請願

請願者 熊本県宇土郡三角町大字前越一、

七七二ノ六 鈴木健二 外二百九

十名

紹介議員 阿曾田 清君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第八三一号 平成八年三月二十八日受理

住宅金融専門会社の不良債権処理策の撤回に関する請願

請願者 大阪府高石市取石六ノ一二ノ一

二 中山順一 外千名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

第八四四号 平成八年三月二十八日受理

インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資及び外為法上の許可反対に関する請願

請願者 東京都港区白金三ノ一五ノ五ノ四

〇一 古川雅一 外四十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。